

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
意見募集の資料に関する御意見	<p>・意見募集の資料が不親切である。今回の案が初めてG Iを保護するものなのか、保護対象の追加なのか分かりません。そして参考情報として今後の対応方針として検討状況を示してほしいと思います。特に英国のG Iについてはどのようなのでしょうか。</p>	<p>・いただいた御意見は今後の執務の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、一覧の地理的表示は、新たにG Iを保護するものとなります。</p> <p>国際交渉に関する情報は、国税庁ホームページ（お酒に関する情報/輸出支援の取組/国際交渉）をご覧ください。</p> <p>なお、2020年1月31日をもって英国はEUから離脱しましたが、離脱後一定の期間、「移行期間」が設けられ（移行期間は2020年12月31日まで）、同期間中は、引き続き日EU・EPAが英国に適用されていました。</p> <p>また、2021年1月1日に「日英包括的経済連携協定（日英EPA）」が発効し、英国のG Iについては、当該日英EPAに基づき保護されています。</p>
その他	<p>・異論ありませんが、全てを確認できる一覧表があったら、お示してください。</p>	<p>・一覧については、国税庁HP内の「酒類の地理的表示一覧等」ページに掲載しています。</p>